

## 新型インフルエンザへの対応について

平成 21 年 10 月  
法学検定試験委員会事務局

11 月 15 日（日）に実施いたします法学検定試験（4 級・3 級・2 級）を受験予定の皆様におかれましては、感染が拡大する新型インフルエンザにつきまして、以下の点にご注意くださいますようお願い申し上げます。

### 記

- 1．法学検定試験は、予定どおり実施することとしています。
- 2．今後の感染拡大状況によっては新たな対応を行うことがありますので、本ホームページ上での発表にご注意ください。
- 3．試験当日は、マスクの着用、手洗い・うがいなど、各自での感染防止対策や、咳エチケットの実施にもご協力下さい。
- 4．試験中、本人確認のために、試験監督員の指示により、一時的にマスクを外していただく場合があります。
- 5．新型インフルエンザの感染拡大状況によっては、試験監督員もマスクを着用することがあります。
- 6．感染者拡大防止の観点から、試験中、咳が激しい受験者には、座席の移動等をお願いすることがあります。
- 7．試験中に体調不良になった場合は、ただちにその旨を試験監督員にお申し出ください。
- 8．試験が実施されなかった場合は、ご請求によって受験料を返金いたしますが、それ以外の理由では返金できませんので、あらかじめご了承ください。

新型インフルエンザの感染拡大防止を図るため、厚生労働省が普及啓発する「咳エチケット」の実施を心がけて下さい。  
[咳エチケット](厚生労働省HPより)

咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて 1 m 以上離れましょう。

鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。

咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。N95 マスク等のより密閉性の高いマスクは適していません。

一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。

マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。